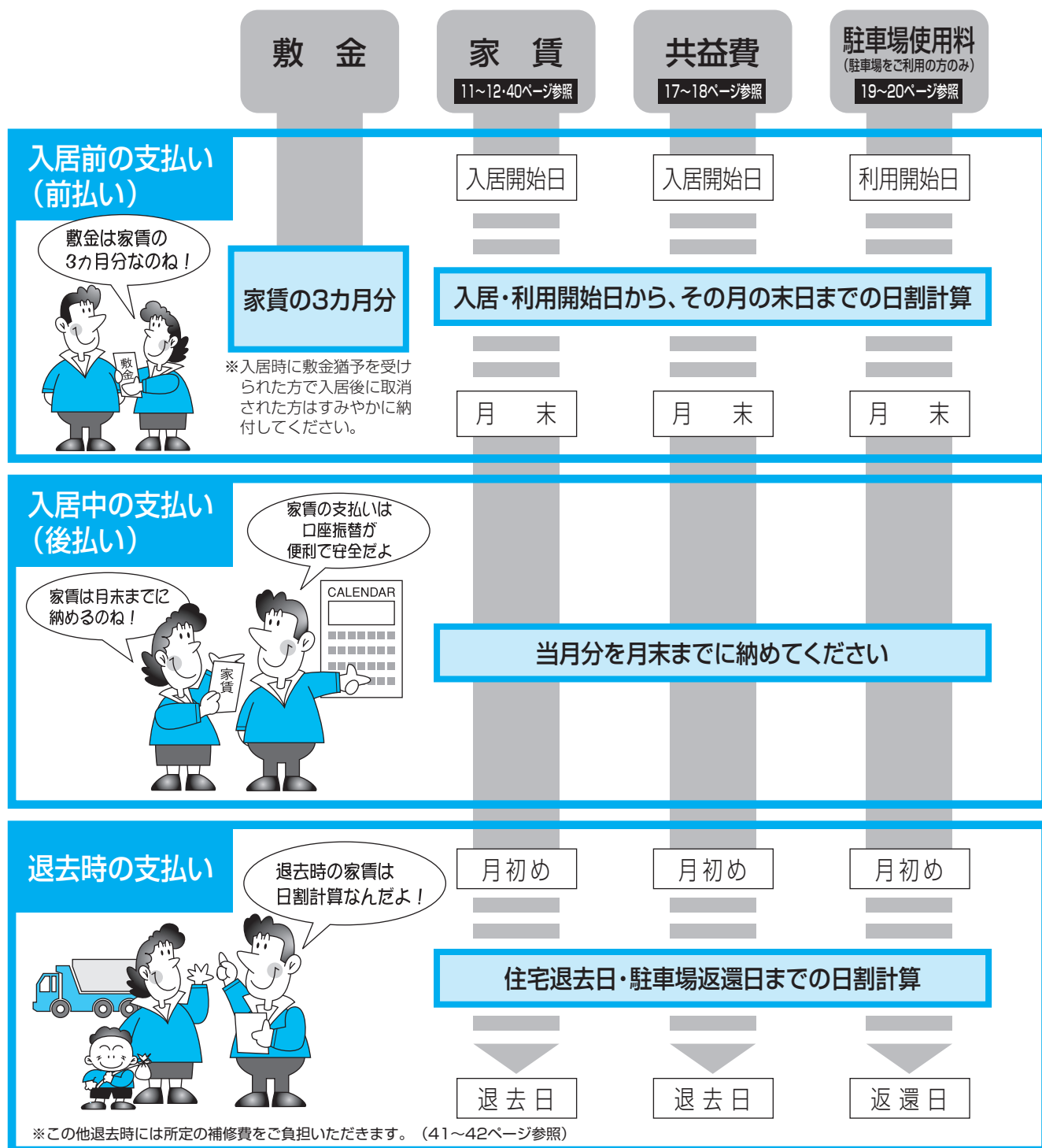


家賃などの支払いについて…

支払っていただく費用の種類

入居者のみなさんには家賃のほかに敷金(入居時のみ)や共益費、駐車場使用料(駐車場ご利用の方のみ)を支払っていただきますので、決められた期日までに納入してください。



入居中の家賃・共益費の納入方法

入居した翌月からの家賃などは、次のいずれかの方法により毎月月末までに納入してください。

口座振替(自動払込)による納入(自動引落)方法

預貯金口座から自動的に家賃・共益費を引き落としします。家賃・共益費の引き落とし日は毎月月末(月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日)1回限り引き落とします。預貯金残高が不足していると引き落としができませんので、前日までに必ず残高を確認し、不足していれば入金をしてください。

- 万一、預貯金不足などで引き落としができなかった場合は、翌月末日に翌月分と合わせて請求します。
- 領収書は、毎月発行しませんので引き落とし結果を預貯金通帳で確認してください。
- 口座振替を行う預貯金口座は、府営住宅の名義人の口座に限ります。
- 口座振替(自動払込)納入依頼書(利用申込書)は、金融機関またはゆうちょ銀行の窓口にあります。
〔取り扱いをしていない金融機関もありますので、詳しくは各金融機関の窓口にご確認ください。〕

【新たに口座振替を開始する場合の手続き】

住宅名義人の口座がある金融機関またはゆうちょ銀行において、所定の口座振替(自動払込)納入依頼書(利用

申込書)を提出してください。後日、**口座振替納入案内書**をお送りします。**口座振替納入案内書に記載している月から**家賃の引き落としを開始します。※

口座振替(自動払込)納入依頼書
(利用申込書)の提出

住宅名義人の
口座がある金融機関
またはゆうちょ銀行

【銀行・支店・ゆうちょ銀行・口座番号を変更する場合の手続き】
変更を希望する金融機関またはゆうちょ銀行に、所定の口座振替(自動払込)納入依頼書(利用申込書)を提出してください。変更前の金融機関またはゆうちょ銀行への手続きは不要です。

【口座振替(自動払込)をやめる場合の手続き】

口座振替(自動払込)納入廃止依頼書(廃止届書)を、現在利用されている金融機関またはゆうちょ銀行へ必ず提出してください。

※おおむね、手続の翌月または翌々月からの引き落としとなりますが、引き落とし開始月の25日ごろには口座振替納入案内書をお送りしますのでご確認ください。(口座振替開始月の家賃を納入通知書により納入された場合は、2重払いとなる場合がありますので、ご注意下さい。)

納入通知書による納入(現金払い)方法

やむを得ず口座振替(自動払込)を利用しない場合は、毎年4月と10月に納入通知書(6カ月分)を送付しますので、各月分を毎月末日までに必ず納めてください。

- 新しく入居された方は、入居した月の翌月分から9月分まで、または3月分までの納入通知書を一括して送付しますので、口座振替(自動払込)の開始までは納入通知書でお支払いください。

なるべく**口座振替(自動払込)**をご利用ください。

毎年4月と10月に
6カ月分の納入通知書を
送付します

各月分の家賃を
毎月末日までに
金融機関で納入
してください

ゆうちょ銀行では扱いません

家賃の証明

入居後、勤務先などで住宅手当などの支給を受けるために家賃の証明書が必要な場合は、次のとおり手続きをしてください。

来所による請求方法

担当の管理センターに**身分証明書**をご持参のうえ、請求してください。

※代理人(同居人は除く)の方が手続きに来られる場合、委任状・身分証明書(代理人分)が必要です。

郵送による請求方法

郵送により家賃の証明書を請求される場合は「担当の管理センター(5~6ページ参照)」へお問い合わせください。

なお、郵送の場合はお手元に届くまで往復10日間ほどかかります。

- 証明内容: 入居年月日・敷金・使用料(家賃・共益費)・納入状況

家賃について… 公営住宅にお住まいになる方

公営住宅の家賃制度のしくみ

公営住宅の家賃は、ご家族全員の収入と住宅の質によって毎年度決まります。

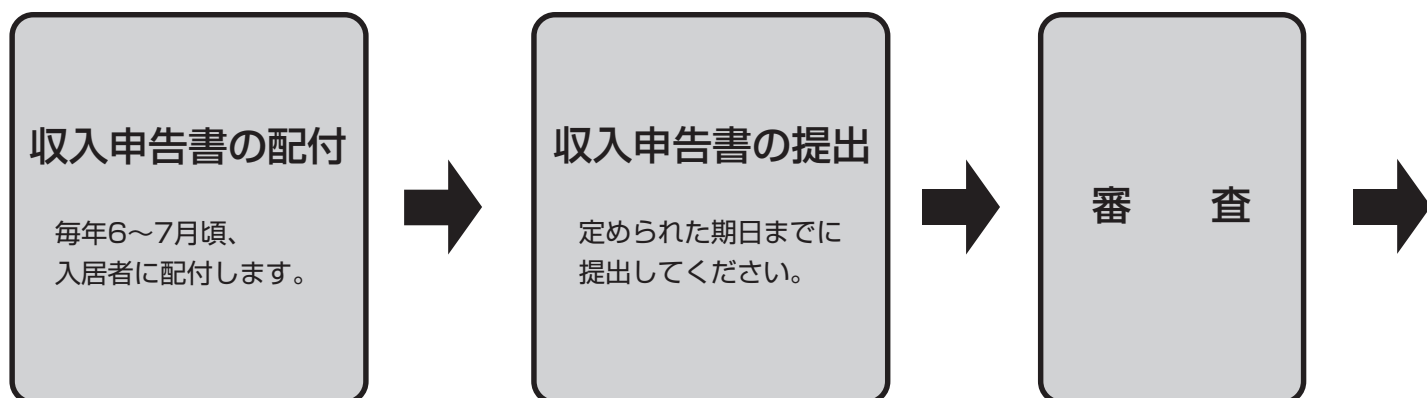
ご家族全員の収入に応じた家賃になりますので、退職や失業などにより収入が減ると、それに応じて家賃が下がり、就職などにより収入が増えると、それに応じて家賃が上がるしくみになっています。

ただし、収入申告をしなければ、収入に応じた家賃とはならず、「近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)」となります。(15ページ参照)

収入申告について

収入の有る無しにかかわらず、ご家族全員の昨年1年間の収入額を毎年申告していただきます。また、申告の際には、収入額などを証明する公的書類が必要です。

- 収入申告をしなければ「近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)」(15ページ参照)になるなど、不利益を受けることとなります。また、証明書類が不備な場合も同様です。
- 認知症である者等で、収入申告をすることが困難な事情があると認める者について、収入申告義務を免除できる場合があります。詳しくは、担当の管理センターでご相談ください。



今年も収入申告をしないで！



収入認定に対する意見申出(更正申請)

年度途中で退職や失業などにより収入が減った場合には、担当の管理センターにご相談ください。毎月20日までの受付にて、収入の認定の更正を行い、翌月分の家賃から減額できる場合があります。

家賃減免制度

収入が著しく低く家賃の支払いが困難な場合、一定期間、家賃の額を減免できる場合があります。担当の管理センターで相談のうえ、お手続きをしてください。

●減免申請及び適用日

毎月20日までの受付分について、翌月分の家賃から減免します。

●申請用紙の配付および申請先

担当の管理センター

収入の認定と 家賃額の算定

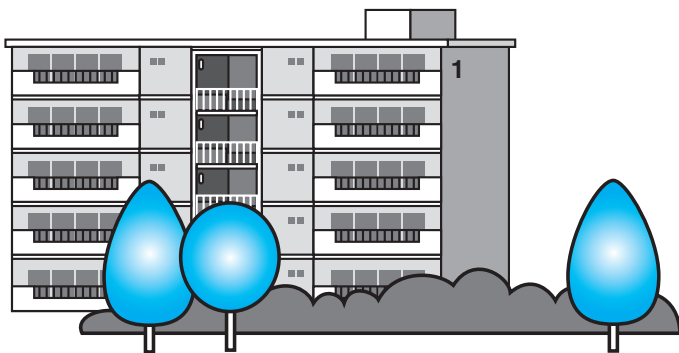
申告された収入が適正であれば、収入の認定を行います。認定した収入をもとに、住宅の質(住宅の立地条件、規模、築年数、利便性)を加味して家賃の額を算定します。

通 知

毎年1~2月頃、決定した内容を通知します。

4月からの 家賃額の確定

認定内容に意見がある場合、通知到着後1ヵ月以内であれば、意見を申し出ることができます。



ご不明な点があれば、担当の管理センターまでお問い合わせください。